

### 第38節 土地改良区等における災害応急対策計画

土地改良区，水利組合，ため池管理者は，管理する取水施設，排水機場，用水排水路，農業用ダム・農業用ため池等の農業用施設の応急対策について，本計画の定めるところにより万全の処置を講じておくものとする。

〔 主な実施機関  
県（農地整備課）， 土地改良区 〕

第1 台風等，風水害が予想される時は，気象情報に注意し，次の事項を実施するものとする。

- 1 ため池や用水路等で，余水吐を有している施設については，洪水の流下を妨げるものがないか確認し，障害物を除去するとともに，余水吐に浮遊物が引っかからないように注意するものとする。
- 2 樋門，排水機場等の施設については，操作に支障をきたしていないか点検を行い，不調箇所がある場合は，整備しておくものとする。
- 3 施設の破損によって，地域住民に被害を及ぼす恐れが生じたり，ため池が，越水等により決壊する恐れが生じた場合は，速やかに関係市町村及び水防管理者に報告するとともに，可能な応急対策があれば実施するものとする。

第2 地震時の対応については，徳島県地域防災計画（震災対策編）に別に定めるものとする。